

2013-02-16 作成版

**プレ模範議会2013 in 参議院
体験プログラム資料**

平成 25 年 3 月 19 日

**白鷗大学法学部岡田順太研究会
立正大学法学部岩切大地研究会
SFC 模範議会プロジェクト2013**

<Time Table>

13 : 00 東京メトロ有楽町線永田町駅（1・2番出口改札口）集合

13 : 30 参議院参観

14 : 30 模範議会 in 参議院（体験プログラム）

16 : 30 終了（予定）

<Contents>

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 財務大臣の趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言
- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ⑬ 反対討論文
- ⑭ 法律案

2013-02-16 作成版

※当日は最新版を持参してください。

プレ模範議会 2013 進行表

議案：税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣第▲▲号）

○ 参議院財政金融委員会

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告・委員長挨拶	委員長	X	12分
政府参考人出席要求	委員長	X	
趣旨説明	財務大臣	M1	
質疑①	会派①	A1	40分
質疑②	会派②	B1	
質疑③	会派③	C1	
質疑④	会派③	C2	
討論（反対）	会派③	C3	5分
討論（賛成）	会派①	A2	5分
採決	委員長	X	8分
附帯決議	会派②	B2	
政府からの発言	財務大臣	G1	
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X	
計			70分

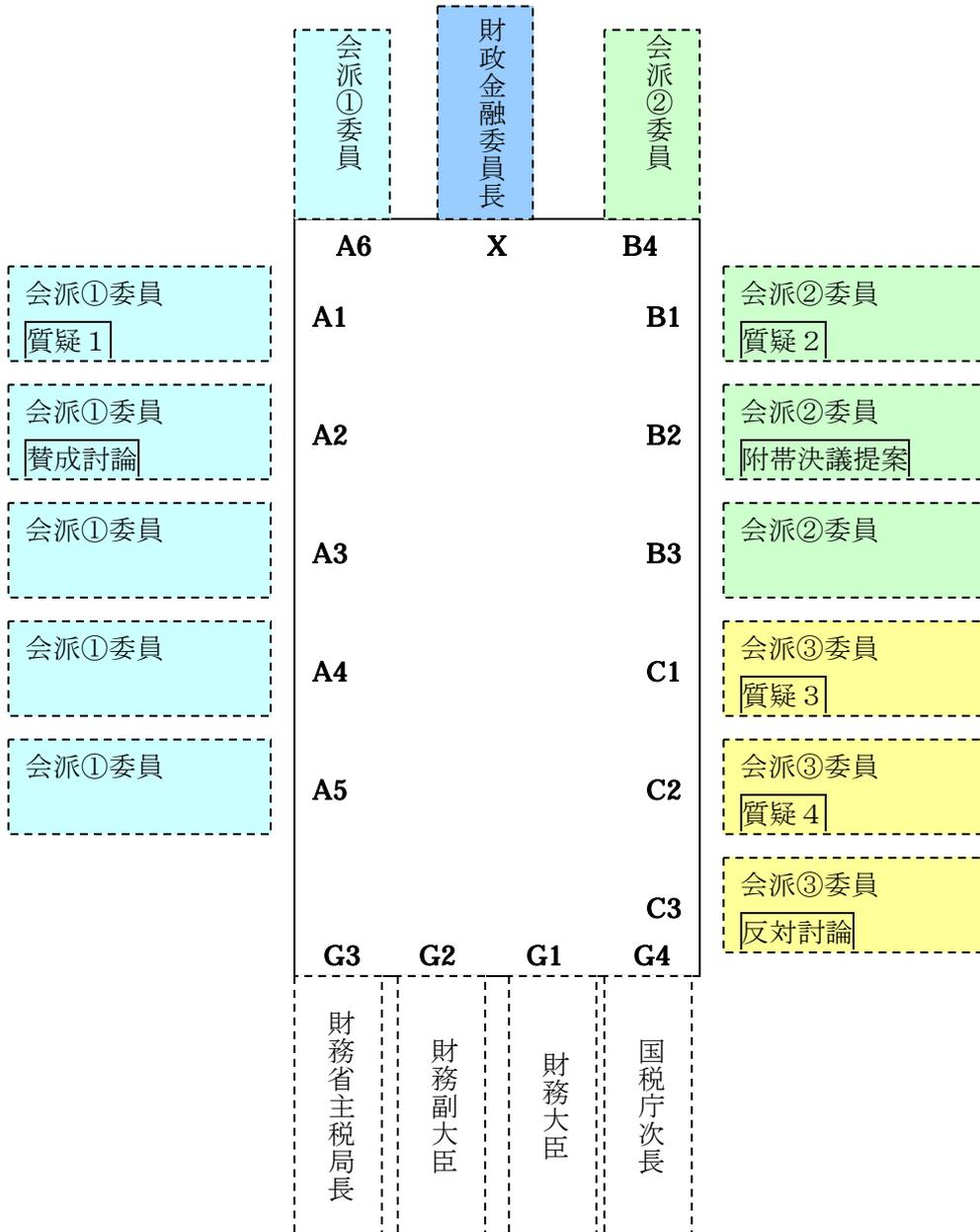
<答弁者>

財務大臣（G1）、財務副大臣（G2）、財務省主税局長（G3）、国税庁次長（G4）

○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	
討論①（反対）	会派③	C4	10分
採決	議長	Y	3分
散会宣告	議長	Y	
計			20分

委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

役割分担表

○ 委員会

(委員長)	X	[]	君	
(質疑者)	A1	[]	君 (会派①)	
	B1	[]	君 (会派②)	
	C1	[]	君 (会派③)	
	C2	[]	君 (会派③)	
(反対討論)	C3	[]	君 (会派③)	
(賛成討論)	A2	[]	君 (会派①)	
(附帯提案)	B2	[]	君 (会派②)	
(発言無し)	A3	[]	君 (会派①)	
	A4	[]	君 (会派①)	
	A5	[]	君 (会派①)	
	A6	[]	君 (会派①)	
	B3	[]	君 (会派②)	
	B4	[]	君 (会派②)	
(政 府)	財務大臣	G1	[]	君
	財務副大臣	G2	[]	君
	財務省主税局長	G3	[]	君
	国税庁次長	G4	[]	君

○ 本会議

(議 長)	Y	[]	君
(委員長)	X	[]	君
(政 府)	G1	[]	君 ※発言なし
(討論者)	C4	[]	君 (会派③)

委員長用台本

委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。

ただいまから、財政金融委員会を開会いたします。

[委員長、起立]

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび財政金融委員長に選任されました〔X 〕でございます。

本委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

[全員拍手、委員長着席]

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委員会に 財務省主税局長〔G3 〕君及び

国税庁次長〔G4 〕君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案」を議題と致します。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

〔G1 (姓のみ) 〕 財務大臣。

(〔 G1 〕 君「委員長」と呼び、挙手)

〔G1 (姓のみ) 〕 財務大臣。

[G1 から趣旨説明]

※以下、政府の呼び方

- ・ ○○財務大臣
- ・ ○○財務副大臣
- ・ 財務省○○主税局長
- ・ 国税庁○○次長

(○○は姓のみ)

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

質疑のある方は順次御発言願います。

(〔 A1 〕 君「委員長」と呼び、挙手)

〔A1 〕 君。(その他の会派①委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

（※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言
〇〇〇〇君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。）

（※ 不規則発言でうるさいとき。
静粛に願います。）

（※ 質疑者・政府側が勝手に発言をしているとき。
〇〇君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。）

（質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派①委員、拍手。）

以上で〔A1〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔B1〕君。（その他の会派②委員、拍手。）

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

（質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派②委員、拍手。）

以上で〔B1〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C1〕君。（その他の会派③委員、拍手。）

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

（質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。）

以上で〔C1〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C2〕君。（その他の会派③委員、拍手。）

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

（質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。）

以上で〔C2〕君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

（G3 及び G4 は一礼して退席。傍聴席に戻る。委員長は退席を見届けて議事続行。）

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

〔〔 C3 〕 君、「委員長」と呼び、挙手）
〔C3 〕 君。
〔〔 C3 〕 君反対討論、その他の会派③委員、始めと終わりに拍手）

〔〔 A2 〕 君、「委員長」と呼び、挙手）
〔A2 〕 君。
〔〔 A2 〕 君賛成討論、その他の会派②委員、始めと終わりに拍手）

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。
これより「税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案」について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔会派①・②委員挙手、会派③委員「反対」と呼ぶ。〕

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。〔大臣・副大臣起立し、一礼。会派①・②委員拍手。〕

この際、〔B2 〕 君から発言を求められておりますので、これを許します。
〔〔 B2 〕 君挙手）

〔B2 〕 君。
〔〔 B2 〕 君附帯決議案文朗読）

ただいま〔B2 〕 君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔委員全員挙手〕

全会一致と認めます。よって、〔B2 〕 君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ） 〕 財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。〔G1（姓のみ） 〕 財務大臣。

〔大臣発言〕

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ。〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

財務大臣の趣旨説明文

ただいま議題となりました「税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国の財政赤字の拡大は深刻な状況にあり、先の臨時国会におきまして、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革などが行われたところであります。今後も、財政の健全化のため、まずはプライマリーバランスの黒字化を目標とする政策を実施すべきだと考えております。

その一環として、本法案は、相続税法の基礎控除額の引き下げを主な税制改正とし、経済的弱者に配慮しつつも、バブル期以降の地価の著しい下落が適切に反映していない点については是正を行い、税負担の公平性を高めることを目的としております。

また、高齢者から若年層への所得移転による内需の拡大を促す目的で相続時精算課税制度の変更も行い、社会の変化に対応した税制改正を行うものであります。

次に本法律案の概要についてご説明申し上げます。

第一に、遺産相続に係る基礎控除につき、バブル経済期の地価上昇に配慮して大幅に引き上げられていたものを、現在のデフレ状況及び地価の価格を考慮して、適正な金額に改めることとしております。

第二に、これに伴う影響を考慮し、未成年者及び障害者に対する控除については、その金額を引き上げ、相続に伴う過度な負担とならないよう軽減措置を講ずることとしております。

第三に、相続時精算課税制度を一層利用しやすくして、若年層への所得移転と内需の拡大を促すよう、租税特別措置として所要の措置を講ずるための規定を設けております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

質疑答弁集（質疑者 1 ～ 4）

質疑を行う上での注意

< 質疑者 >

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたら立って、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「〇〇党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジして構いません。

< 答弁者（政府） >

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたら立って、発言を行います。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うといいです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も姿勢正しく行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手などをしてはいけません。
- ・ 政治家（大臣・副大臣）と官僚（政府参考人）とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

< 発言者以外の委員 >

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言います。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手をいれます。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

会派① 伝家の宝党 質疑

伝家の宝党の〔A1 〕です。大臣はじめ政府の皆さま連日の委員会審査ご苦労様です。

○ 法案提出の背景

さて、今回、相続税の控除額について改正をするわけですが、この改革を行う必要性、いろいろな声がございます。明確に国民に説明していただきたい。特に、バブル崩壊後の地価の下落との関係等、御説明いただきたいと思っております。

（財務大臣）

相続税については、バブル期の地価高騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために、実は累次にわたって基礎控除の引き上げ及び税率構造の緩和というものを進めてまいりました。

ただし、その後、地価が大幅に下落をしたにもかかわらず、実は、この基礎控除等についてはバブル期に設定した高い水準に据え置かれてしまったことから、相続税が課税されるのは、お亡くなりになられた方々**100**人のうち**4**人にまで低下するなど、このままでは格差の固定化につながる可能性もある。そういう点では、それを防止し、相続税の役割を十分にやはり果たしていかなければならない、そういう考えに立っております。

そうした考えに立って、今般の法案では、相続税について、バブル後の地価が大幅に下落した後においても据え置かれている基礎控除及び税率構造を、地価動向等の推移に対応して見直すことで負担の適正化を図ることを提案させていただいております。

私は、資産課税についても、抜本改革がいま一步足りないのではないかと、このように思っております。

「格差の固定化の防止」これは先ほど大臣もお述べになったとおりです。他方、「老後における扶養の社会化の進展への対処」、つまり、介護等、社会化が行われているなかで、資産を持っていらっしゃる方への介護の社会化というようなことについては、その資産について社会への還元があっているのではないかと、こういう観点があるかと思っております。その観点がまだ足りないと思っております。バブル以前に戻すということですが、最高税率については、バブル以前は**75%**でしたけれども、今回は据え置き。

そういう意味では、私は、この資産課税についても抜本的に強化する必要がある、このように思いますが、もう一度答弁願います。

（財務大臣）

私も委員の方向性に大賛成であります。ただ、これまで、例えば住宅を東京等で持つておられる方々とか、さまざま資産形成をしてきた中で急激な変化があれば、土地やお住まいになっている住居等の父親からの贈与について、急激に今まで想定していなかったような変化を起こすことになりかねませんので、私は、これで改革を終えるのではなくて、徐々

にやらないといけないと思っています。

今回、5000万から1500万に下げ、相当に控除対象も減ります。今後については、お金持ちの子はお金持ちでずっと続けることは果たしていいのかというのは、やはりそれは範囲がある程度あって、そのあとは親御さんの資産を一度社会に還元をしていただいて、そして、逆に言えばチャンスを経済の社会でつくっていく。どんなに貧しい家で育っても、頑張っていけばまた富を形成していき、そういうふうな社会にしていくためには、やはりこの部分の改革は多少やらせていただかなきゃならない。

ですから、今後の方向性としては、さらに、高齢化社会の中で、この部分については御負担をお願いするという事は、逆に社会にとって活力を生むということがイコールになるのであれば、前向きに考えていきたいと思っております。

その考え方は私も大臣と方向を共有するものですが、一方で、若い人への所得移転といいたいでしょうか資産移転ということ促さなくてはならないのではないかと思います。そうしますと、先ほど大臣がおっしゃった、お金持ちの子はそのまま金持ちであり続けていいのかという問題とも絡んできますが、相続税は引き上げる必要があるけれども、経済を活性化させるため、また資産の世代間移動を潤滑にさせるために、生前贈与など贈与を促進する税制は必要なのではないかということも、あわせて言っておかないと誤解されますので言いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

(財務副大臣)

御指摘のとおりでございます。

ですから、資産課税の中で贈与税の位置づけというのは、今委員がおっしゃったように、やはり相続税を補完するものであるという認識を私どもも持っております。

金融資産の多くを高齢者の方が保有している現実の中では、被相続人のみならず、相続人も高齢化をしているという現実があります。ですから、若者世代への資産移転が進みづらい状況があって、これは人によっては、デフレの原因にもなっているというふうにも指摘をされています。

平成15年に創設された相続時精算課税制度、21年からは、住宅取得のための資金の贈与について、これを一定額まで非課税措置とする。24年改正では、省エネ、耐震で、以前の1000万を1500万まで拡充しております。そして、今回の改正へとつながっているということでございます。

相続税と贈与税のことにつきましては、やはりまだいわゆる抜本改革という域に行っていない、こういうことを申し上げておきます。やはり、平均寿命も延びていまして、60代になって相続を受けたとしても、自分自身も長く生きる中でお金が要るかなと思うと、なかなかそれ以上の消費というのにつながりにくい面があると思いますので、そういったところをまた拡充していただければと思います。

最後に、これは、事実関係というか、伺いたいんですけれども、贈与とか相続に関する諸外国の、特にアメリカと韓国についてお聞きしますが、税制はどのような形になっていますでしょうか。

(財務省主税局長)

お答えいたします。

諸外国の贈与税制は、納税義務者ですとか、税率構造、それから控除の額等、各国さまざまでございますけれども、基本的には、相続税を補完する役割を果たす税だという点では日本と同じでございます。

ただ、この相続税を補完するという意味が日本よりも多くの外国では徹底されておまして、贈与額を一定期間累積しまして税額を計算して、前の年までの贈与に対して支払った税額を控除するといったような累積課税方式となっております。そういう意味では、日本の相続時精算課税と考え方が似ている税制だと思います。

その上で、アメリカと韓国について申し上げます。

日本は贈与をもらった人が税金を納めるのですが、アメリカは贈与者側に課税をされております。それで、一生涯の贈与を累積する。それで、それぞれ一年当たりの受贈者、受け取る人一人当たりの年間の控除額が **13,000** ドル、約 **120** 万円になってございます。その上で、**18%** から **35%** の十段階の税率を適用しているということのようでございます。

それから、韓国でございましてけれども、韓国は、日本と同じように、もらった人が負担をする贈与税ですけれども、**10** 年間の贈与を累積いたしまして、控除額は、その **10** 年分の累積に対して、受贈者の親族との関係に応じて決まっておまして、例えば配偶者の場合には **10** 年分で **6** 億ウォンということで約 **4,800** 万円、それから、直系血族からもらった場合には **10** 年分で **3000** 万ウォンということで約 **240** 万円ということで、**240** 万円 **10** 年分ということですので、十分の一にすると、単年度では **25** 万円ぐらいの控除、そういった内容のようですが、それに **10%** から **50%** の税率を掛けて課税をしているという状況でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

国によってももちろん違いがある、払った人が収めるのか、もらった人がそうするのかというのはあると思うんですけれども、それぞれの国の財政状況なんかも変わってくると思いますが、またこういったところも参考にして、私の方も勉強させていただきたいと思っております。

終わります。

会派② ありが党 質疑

ありが党の〔B1 〕です。本日はよろしく申し上げます。

基本的に今回の法案の内容は、我が党の政権公約にも載せている事柄でありまして、異論はございません。ただ、この際ですので、徴税機関である国税庁のあり方についてお聞きしたいと思います。

税務大学校・地方研修所の存在意義

まず、今回の法案で課税対象が広がるということで、税務職員の増員が欠かせないことと思います。そこで、税務職員の研修を行っている税務大学校についてお聞きしたいと思います。

税務大学校は本校が埼玉県にありまして、そのほかに全国 12 か所、国税局単位で地方研修所というものがございまして、そこで研修を行っているようであります。全体の予算が 50 億円ぐらいでしょうか、研修コースがたくさんございます。

まず冒頭に、この税務大学校の存在意義についてお聞きしたいと思います。

(財務副大臣)

税務署の職員というのはかなり高度な専門的な知識それから技能を有するという一方で、一般の高校や大学等で習得するいわゆる一般教養とか法律等の科目に含まれていない、税務の専門的知識あるいは技能を付与する研修が必要であるということでございます。

私も、この教育課程を幾つか見せていただきました。この中に、幾つもの教育課程がありまして、例えば普通科と言われるものは、高卒程度の新規採用職員を対象に 1 年間、基礎的知識、技能を習得させるということでもありますけれども、このカリキュラムの中身を見ますと、例えば、もちろん税務のその専門の勉強もありますが、そのほかに基礎的な例えば経済学入門ですとか法学入門、そのほか体育とかですね、行事、いろんなそういった専門知識とは必ずしも言えないものも入っております、果たしてこれ全てがこの税務大学校で 1 年間掛けて、しかも全寮制で、相当な経費と資本を注入して全てをやる必要性が本当にあるのだろうか、という疑問が湧いてまいります。

(国税庁次長)

お答えいたします。

普通科は一年間と長いのではないかというお話でございましたけれども、様々な事情で高校を卒業して国税を希望してくれる方々がいらっしゃるわけがございますけれども、そういった方々が第一線に配属されますと、税務調査や滞納整理などで社会経験豊かな企業経営者等々に対応していかなければならないということでございますので、その場合、単に税法等の専門知識、技能のみならず、まさに心技体にわたります総合的な人間力が必要とされてくるところでございます。

以上でございます。

今、事業仕分等も通じていろいろな省庁の大学校が廃止、縮小に追い込まれる中で、税務大学校だけは研修所含めて**13校**もあるというのは非常に違和感があります。とりわけ、これ通学研修もあるんですけれども、通学者に対しては交通費まで出ているんです。当然、研修中にも公務員としての給与は出るわけがあります。例えば研修所を廃止、地方の研修所をなくしていくとか、もう少しカリキュラムを縮小していくとか、そういう努力をしていく必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

(国税庁次長)

お答えいたします。

大変厳しい行財政事情でございますので、私ども研修に当たりまして、研修施設がより効率的、効果的になりますよう研修体系及び施設等について不断の見直しを行っておるところでございます。

そういった意味におきまして、今後とも実施していくに当たっては、効果的な、効率的な研修が実施できるようカリキュラム等の不断の見直しを行ってまいりますけれども、国民の皆様信頼される税務職員を育成するためには一定の時間とコストが必要なことは御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

財務省はほかの役所には非常に厳しい査定をする中で、自分は必要だからということで身を削らないというのは、なかなかこれは納得できないなと思っております。

研修項目につきましても、もう少し、効率化を図るとか、あとは一定程度の負担を求めるとか、そういったやり方の検討も必要だと思っております。大臣の御見解をいただきたいと思っております。

(財務副大臣)

こういう流れの非常に重要な局面でございますので、具体的に御指摘いただいた点は非常に重要な点でございますので、非常に詳しく精査をして対応、検討してまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。国立大学は運営費ばかりか人件費までカットされ、弁護士でさえ司法修習の費用は貸与で、期間も以前の半分になっているご時勢で、財務省だけ優遇されていると言われぬように気を付けなければならないと思っております。

時間もないので、最後に震災復興予算が税務署庁舎の耐震化に流用されていた問題について一言お願いたします。

(財務大臣)

そもそも復興基本法は、国会において議員立法で、かつ多くの政党に御尽力いただいて成立した法律であるということ承知しております。復興関連予算というのは、この基本

法の趣旨に沿って措置してきたものでありますが、個別の事業については、いろいろ御指摘やあるいは御批判を受けていることも事実でありますので、こうした御指摘や御批判、あるいは国会等でのご議論を踏まえて、被災地が真に必要なとする予算はしっかりと手当てをしていき、それ以外のものについては厳しく絞り込むとの方針のもとで、今後予算編成をしまいたいと思っております。

以上です。終わります。

会派③ 政策実現党 質疑（その1）

政策実現党の〔C1 〕です。

私どもは、相続税の基礎控除の引き下げについては、日本の産業を支える中小企業に対して、事業承継や事業の継続に悪影響を及ぼすと考えております。この点については、慎重に検討しなければなりません。

事業承継税制

さて、国内に残る中小企業にとって喫緊の課題である事業承継について、税制面からのサポートが不可欠です。2008年から事業承継税制が導入されましたが、利用しにくいとの多くの声が寄せられております。まずこの税制について簡単に説明してください。

（財務省主税局長）

お答えいたします。

親族内の承継に関して、事業承継税制というのを設けておまして、後継者が親族内の先代の経営者から相続または贈与によりまして非上場の株式などを取得する場合には、経済産業大臣の認定を受けた上で、相続税についてはその課税価格の八割、贈与税についてはその課税価格の全額について納税を猶予する制度を設けております。

以上でございます。

ところが、この制度は非常に使いにくく、中小企業から改正要望が出ています。これまでの利用実績は分かりますか。

（国税庁次長）

お答えいたします。

経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数でございますが、平成20年10月から平成24年9月までの間で、相続税381件、贈与税168件、計549件であると承知しております。

以上でございます。

4年間でたったの500件余りです。中小企業の経営者の方々からは、現実的に使いやすい税制にさらに改善してもらえないのか、そういう声があります。

具体的には、例えば、5年間の事業継続以外に、雇用8割継続要件というのがあります。それを満たせなかった場合の納税猶予打ち切り基準を何とか見直して、雇用を維持している割合に応じて税額を納付する制度に見直してもらいたい、そういう御意見も強くございます。

もう一つは、中小企業の事業承継税制の場合に、結局その後継者が同族の親族でなければいけないというこの縛りを何とか緩めて、例えば取締役等の5年の経験で譲ってもらうことができる、そういうことでもしてもらえないのか、そういう要件緩和の要望もよく聞くわけでございます。

経済産業省の方で、この事業承継税制についてより一層の要件緩和を考えるべきとしているところですが、財務大臣の見解を伺っておきたいと思っております。

(財務大臣)

非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度、いわゆる事業承継税制は大変御活用いただいて、地域経済、中小企業政策という観点から大きな成果を上げているというふうに思っております。そして、御指摘のとおり、より使い勝手をよくするという観点での見直しは必要だと思っております。このうち、御指摘のあった雇用の80%維持要件については、税制改正の要望として、経済産業省から承っており、今後、税制調査会において御判断をされることになっております。

それから、親族以外の後継者にも広げる点については、具体的なニーズをさらにしっかりと把握した上で、制度の組み立てとしてそこが可能なかどうか、関係省庁とも協議いたしまして、勉強させていただければというふうに思っております。

そういう他人事のような態度だから景気回復につながらないのです。今回の法案に何で盛り込まないんですか。本気でプライマリーバランスのことを考えたら、中小企業の活性化が不可欠です。大臣、もう一度、前向きな答弁をお願いします。

(財務大臣)

事業承継税制は、その制度設計そのものはこれは経産省のmatterでございます。

それを受けての税制の対応が私どもであるということでございますけれども、いずれにしましても、この制度の政策目的と課税の公平をどう担保するかという観点から、これから、前向きにと言われましたけれども、前向きとまで言えるかどうか分かりませんが、そういう御意見があったことを経産大臣にお伝えをさせていただきたいと思えます。

今の大臣の発言で、この法案は財務省のための法案であることがはっきりしました。結局、この法案は縦割りでしかもものを考えられない人間が作った法案だということなんです。

震災特例法上の相続税の扱い

次の話題にいきます。平成23年4月にいわゆる震災特例法が施行されております。そのうちの相続税の土地・建物に関する部分についてお聞きします。この内容を簡単に説明をしていただきたいと思います。

(財務省主税局長)

お答えいたします。

土地等を相続により取得しまして、震災の発生日前に相続税の申告期限が到来している場合、あるいはその震災の発生の後に相続税の申告期限が到来している場合、幾つかの例があるわけでございますけれども、震災特例法によりますと、震災の発生日以後に相続税の申告期限が到来した者が取得した土地につきまして、これは一定の土地に限定しておりますが、震災の後を基準とした価額により評価することができるというふうに対応しております。

以上でございます。

まず、建物についてお聞きしますけれども、今回の震災で、津波で全部流されてしまった、あるいは全部焼けてしまった、そういう被災の状況が明らかであれば、被害相当部分は税額免除となる。しかし、一見きれいにまだ建物は残っているように見えても、地盤沈下で傾いているというような場合、実際には使えない、そういう被害も想定できますけれども、この被害の判断、これはどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

(国税庁次長)

お答えいたします。

震災特例法によりまして、一定の土地等についての判断をするということでございますけれども、建物につきましては、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」、いわゆる災害減免法の適用がございまして、納税者の便宜等の観点から、被害を受けた部分の価額の合理的な計算方法を作成しまして、現在、国税庁のホームページでそれを明らかにしております。

これが適用になりますと、例えば、先ほどの相続税の申告の期限の前に災害があった場合には、その相続税の課税対象から減額されますし、あるいは、申告の期限後に災害があった場合には、さきに計算しました相続税額からその額を免除するということになります。

以上でございます。

次に、相続する土地の問題なんですが、土地が災害減免法の対象にならないために、震災後の評価額をどういう基準で算定するかがポイントとなるわけです。地盤沈下したような土地を相続した、そういう場合、実際にはもう使えない。水没しているというような土地もあります。そういう売却することも利用することもできないような、事実上価値のない土地、それは当然、評価額はゼロになると思うんですが、いかがでしょうか。

(国税庁次長)

お答えいたします。

先ほどの答弁の中で申し上げましたように、震災特例法によりまして、一定の地域の土地等については震災が起きた後を基準とした額により評価することができるとされております。今御指摘のありましたような地盤沈下した土地などにつきましても、震災の後を基準とした評価額について計算をすることになりますけれども、他の被災した土地等と同様に考える必要があると考えておりまして、地域の実情ですとか被害の状況を適切に反映して評価することとなります。この具体的な評価方法につきましても、国税庁ホームページで明らかにしております。

以上でございます。

現時点で資産価値がゼロというようなものであるなら、私は、相続税はこれはもう免除する、ゼロにするというのが当然だと思っております。

それから次に、原発に関連した問題です。

福島第一原発の事故によりまして避難せざるを得ない、例えば20キロ圏の中にはすぐは戻れない、そういう状況であります。立ち入りが禁止されている警戒区域などに指定されている建物や土地、その場合は、実際には利用できないわけですから、これは原発事故による災害であります、当然、災害減免法の対象になるはずだと思うんですが、いかがでしょうか。

(財務副大臣)

災害減免法でございますが、これは法律の趣旨が、いわゆる物理的な損失を対象にしております。したがって、相続または贈与によりまして取得した土地が福島県の一定の地域に存在することをもって、直ちに災害減免法4条の規定が適用されるものではないというのが私どもの考え方でございます。

ただ、今後、福島の原子力発電所に係るさまざまな対応の仕方が動いていくと思います。まだ完全な収束はしていないわけでございますけれども、その対応の仕方をしながら検討してまいりたいと考えております。

一連の災害の一環としてこの原発の放射能漏れは、災害減免法第1条の「その他これらに類する災害」に当てはまるのではないかというふうに私は思っております。今後、検討の対象だということですので、ぜひ検討を加えていただきたいと思っております。

最後に大臣に、こういう形で、今回は、地震、津波、原発事故、三つの災害が重なって、非常に複雑な状況が現地に起きております。従来の法体系では対応し切れない事態になっているわけですね。相続税一つとりましても、原発事故を前提とした相続税の減免なんというのは、今まで全く法律の対象外だったはずであります。

したがって、現実の土地建物の価値というものが、今もう使えないわけですから、当然相続税は減免する、あるいはゼロにする、こういう発想で問題をとらえる必要があると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

(財務大臣)

従来の法律で想定をしなかった部分が出てきていると思っております、今の御指摘の災害減免法を含めて。基本は、やはり被災地、被災者のお立場をよく踏まえた対応をするということが大事だと思いますので、そのことも含めて検討させていただきたいと思っております。

どうも大臣には危機感というものが感じられません。今の問題は、震災直後から言われてきた問題です。今回の法案は、公平性の確保をうたっているのに、それは二の次で、結局、税収の確保という財務省の思惑だけが露骨に出ている法案だと考えます。この法案の成立は断固として阻止しなければならないと申し上げて、私の質問を終わります。

会派③ 政策実現党 質疑（その2）

政策実現党の〔C2 〕です。

この法案も酷い内容ですが、国税庁も酷い取立てで国民を苦しめております。この点について質問します。

滞納整理の基本方針

まず滞納整理の基本方針を確認したいと思います。

税の徴収に当たっては、納税者の実情を十分踏まえた上で行うということになっております。税務職員にこのことを徹底していると思いますが、いかがでしょうか。

（財務大臣）

委員御指摘のとおり、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令に基づき適切に対応することが基本であると考えており、国税局、税務署に対して、そうした考え方に基づいて滞納整理を実施するよう、各種会議や通達で常に指示をさせていただいておりますし、その趣旨が徹底されるよう、これからも指導していきたいと考えております。

以前、この委員会でも、大臣の地元の遠藤市の業者の方が自殺した事件を取り上げたことがあります。この方、仮に A さんといたしますと、遠藤北税務署に預金を差し押さえられたために、昨年 10 月 4 日、税務署に御夫婦で相談に行った。相談では結論が出ないということで、再度、10 月 12 日に税務署に出向くことを約束して帰ったその夜に、夫の A さんが、57 歳、遺書を残して自殺をされたわけでございます。その遺書にはこういうことが書かれておりました。

身も心も限界になりました
皆さんに迷惑をかけてすいません
支払い税金額は
市県民税、所得税あわせると
600 万円ちかくあります
県民共済死亡保険で
支払う事ができると思います
お葬式はしないでお墓に入れて下さい
お母さんを責めないでやって下さい
家族の皆さん孫たち姉さんありがとう
会社の皆さんありがとう

こういう遺書を残して自殺をされたわけですね。

10 月 4 日の納税相談で遠藤北税務署は、滞納の本税、加算税、延滞税、合計 552 万 8,400 円、これを一括返済せよ、年内に完納せよ、こういうことを求め

ております。これはだれが見ても不可能なんです。自殺する 2 カ月ほど前、遠藤市の市民税課と相談をして、市民税の方は分割納付することで合意されておりました。遠藤北税務署は、これを知らないはずはないんです。それなのに、こういうことを強要したわけです、一括返済だと。

私は、この方に一括返済できるだけの財産や収入があるとなぜ判断したのか、その理由を聞きたいと思うんです。どうですか。

(国税庁次長)

お答えいたします。

税務執行の個別の具体的な事案についてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、一般論で申し上げますと、滞納整理に当たりましては、基本的には、一律に財産の差し押さえ等の強制処分を行うということではなくて、まず自主的に納付を^{しゅうよう}慫慂させていただいて、納税者の方の個々の事情に基づいて、もちろん法令に基づいて適切に対応しなければいけないということで、その旨、国税局、税務署には常に指導しております。

その際に、滞納者の方から一括納付は困難だというお話がしばしばございまして、滞納者の方と御相談申し上げて分割納付の相談に応じなければいけないというふうに思っております。

ただ、納税者の方、いろいろな方がいらっしゃいますけれども、場合によって、滞納処分、いわゆる差し押さえを行うような場合も出てまいります。

いずれにしましても、個別具体的な事情に親切かつ丁寧に対応する必要があると思っております。御指摘のような事例、本当に私どもとしても心が痛みますけれども、そういうような事例が起きないように、今後、現場を指導していきたいと思っております。

以上でございます。

この方は、分割納税は、地方税はやっていただいたけれども、税務署、国税の方はやってくれないということなんです。これはおかしいんです。

給与の差し押さえ、あるいは売掛金の差し押さえ、これは大臣、納税者の生活の維持というものがやはり前提でなきゃならぬ。生活の維持が優先される、そういう立場で対応するというのが基本だと思いますけれども、大臣、どうですか。

(財務大臣)

それぞれのお立場をよくしんしゃくし、そして適切に対応するというのは基本中の基本で、その基本の中には、今おっしゃったように、滞納者の生活の維持、事業の継続、それに対する影響というのも重要な観点だと認識をしておりますし、そういう対応を基本的にはするように、国税当局、税務署には必ず伝達をしてきているというふうに思います。

もう一つの例を挙げますと、一昨年 2 月 8 日、東海地方の税務署管内で、滞納税金の差し押さえのためということで、仮に B さんとしますと、この B さんのところに税務署員が突然訪問して、夫が外出していたために立ち会った妻が、

持病の発作で心臓に手を当てて苦しみ始めた。その姿をしり目に、財産搜索を継続しようとした。夫の B さんは、携帯電話で搜索の事実を知って、妻の病気が心配なので、2 時間したら家に戻れるから、それまで待ってください、こういうふうに頼んだ。しかし、税務署員は、待てません、家族が立ち会えなければ役場の職員の立ち会いで搜索できるんだ、こういうふうに法律に書いてある、こう言って、苦しんでいる人を横目に強行しようとしたわけでありませう。

一般論ですけれども、こういう税務調査中に、立ち会っている本人、家族が発作で苦しんでいるような場合も、調査や搜索というのは継続するのが方針なんですか。

(国税庁次長)

お答えいたします。

滞納者の個々の実情に応じて法令に基づき適切に対応していくという中においては、滞納者やあるいは御親族が体調不良となった場合には、調査を強要するようなことは基本的にはしないというのが、基本方針の中には入っていると承知しております。

以上でございます。

税務運営方針というのには、納税者に親切な態度で接するということが書き込まれております。現在でも税務大学校などで、税務職員の研修にこれを使っていると思っておりますが、それは事実ですね。

(国税庁次長)

お答えいたします。

国税庁におきましては、職員に対しまして、職務執行上必要となる研修を行っております。今お話のございました税務運営方針につきましては、新規の採用職員に対しまして、税務大学校で冊子を配りまして、これをもとに講義を行っております。

以上でございます。

税務大学校ではどんな研修をしているのかという点ですが、例えば、納税者から差し押さえの解除を懇願されるという場合があると思うんですよ。これは困る、もうこれをやってもらったら、例えば売掛金を差し押さえたら生活ができない、あるいはもうこの店がつぶれてしまう、だから差し押さえを解除してくれと懇願された場合に、どう対応するように指導しているんでしょうか。

そういう訴えがあったときは、当然その納税者に詳しく事情を聞いて、詳しく状況を教えてください、そういうふうに耳を傾けるというのが当然だと思いますけれども、そういうふうに行っているんでしょうか。

(国税庁次長)

お答えいたします。

差し押さえの解除につきましては、国税徴収法にその規定がございます。その法律に定められた要件に該当する場合には、税務署長は差し押さえの解除をすることができるわけ

でございますけれども、税務大学校での研修におきましては、個々の納税者について、差し押さえの解除条件に該当している事実が認められるかどうか、これを調査、確認した上で適切に処理するよう研修生を指導しているところでございまして、その事実の確認に際しては、納税者の方の個々の事情を親切に伺うということが基本だろうと思っております。以上でございます。

本当にそういうことをやっているんですか。税務大学校の研修後の感想文というのがありまして、これは財務省から、私、いただいたんです。その内容を見ますと、専攻税法研修の時間に教育官が、滞納者に差し押さえの解除を懇願された場合どのように答えるかという質問をし、差し押さえをしたのは完納しないからであって、原則完納しなければ解除はできない旨を、まずは伝えるべきだと言ったそうです。

全然逆じゃないですか。私は、これは税務運営方針とも真っ向から反するものです。大臣、こういう教育はやってはならない。本当に、相手の話をまず聞く、そういうところから始めるのが本来の教育じゃないんですか。調査して、直すべきだと思います。

(財務大臣)

これまでも基本方針をしっかり伝達してきたつもりではありますが、御指摘のような点があるならば、これはまことに遺憾であります。

平成23年度の税制改正では、納税者権利憲章を策定いたしました。納税者の立場に立った税務行政をするという意味で、改めて、税務運営方針が徹底されるように指示をさせていただきます。

先ほどの強権的なやり方で、Aさんの場合は家族が相続を放棄したんです。だから、結果的には滞納整理には全くつながらない。一円の税収も上がっていないんですよ。だから、税収の面から見ても、やはり収入の状況をよく把握して、相手の生活の相談に乗って、分納などで払えるように、少しずつちゃんと払ってもらって、そういう計画をつくって、それで長期的に滞納整理につなげていくというのが本来の筋だと私は思います。

本法案の成立に伴って、税務署職員の増員を考えているようですが、その研修が適切に行われなければ、ますます国民を苦しめるだけです。

ですから、やはりこの点を基本的な姿勢として貫くように、最後に大臣に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「政策実現党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

本法案は、ひとえに税収の確保が目的であり、搾り取れるところから少しでも搾り取ろうという国民いじめの最悪の法案です。〔同じ会派委員、拍手〕特に、相続税の基礎控除額は、中小零細企業が事業承継をする際の存続に関わる問題であるのに、財務省は、それは経済産業省の問題ですと言って、我関せずの姿勢を貫いています。事業承継税制の拡充は、まさに絵に描いたマニフェストで、実現の見通しが立ちません〔同じ会派委員、拍手〕。日本全体のことを考えない財務省の視野狭窄に陥った法案を成立させることは、間違いなく、経済の停滞を悪化させ、中長期的には財政赤字をさらに拡大させることになるでしょう。〔同じ会派委員、拍手〕このような法案は断固廃案にしなければなりません。以下、反対する理由を述べて参ります。

第一に、相続税が金持ちにだけ関係する税金であるという偏見がこの法案の背後にあることです。先ほどから述べているように、個人経営の商店や工場など、小規模な財産のながらも日本経済を支える、縁の下の力持ちというべき中小企業は、今回の控除額引下げで大打撃を被るでしょう。そうした企業は、限られた資産の中でやりくりをしているのであって、決して金持ちではありません。子どもが親の工場を継ごうとしても、最初に直面するのが相続税対応だとしたら、どうして事業承継が起きるといえるのでしょうか〔同じ会派委員、拍手〕。

仮に、政府の言うように、税制の公平性を確保するというのであれば、相続税率の引上げの方が先に行われるべきでしょう。課税対象を広げて零細企業いじめをしていこうという政府の魂胆は見え見えです。これが反対の第二の理由です〔同じ会派委員、拍手〕。

そして、第三に、情け容赦のない税務職員の取立て姿勢です。同僚議員が委員会質疑において暴露したとおり、中小企業の経営者を自殺にまで追い込む国税庁が職員を増員し、相続税の取立てを活発に行うとなれば、ますます被害者は増大してしまうことでしょう。同じ人員を増やすのであれば、政府の無駄を無くすことに充てるのが先決ではないでしょうか〔同じ会派委員、拍手〕。

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

委員会における賛成討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「伝家の宝党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

今日において、家計資産の6割は60歳以上の世帯が保有しております。そのうち金融資産についてみると、平成元年において、60歳以上の方が保有している金融資産は大体30%であったものが、平成21年になり、60%にもなっていると推定されております。さらに、金融資産だけではなく資産総額にしてみると、平成元年のときは35%が60歳以上であったものが、今は、約65%になっているといわれております。いよいよ高齢者に資産が偏っているのは明々白々であります。

他方、資産を溜め込まれてしまつては、経済は冷え切るばかりです。お金の循環を良くすることが、経済を活性化するためには不可欠なのであります。これが実現できなければ、財政の健全化もありえません〔同じ会派委員、拍手〕。

そこで、本法案は若年世代への資産移転を促し、景気回復と財政の健全化をはかろうというものであり、これに反対する理由は見当たりません。相続に伴う中小企業の事業承継に懸念を示す声もありますが、いわゆる事業承継税制がさらに拡充され、活用されることで、そのような懸念は払拭されることでしょう。むしろ、できない理由を掲げて、資産をタンスの奥にしまい込ませるようなことは、責任ある政党として、決して取りえない選択であります〔同じ会派委員、拍手〕。

この法案は、景気回復と財政健全化を同時に達成するための大きな一歩となることは間違いありません。

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

附帯決議案

私はただいま可決されました「税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案」に対し、伝家の宝党、政策実現党及び我が党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

**税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（案）**

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

- 一 相続税の最高税率については、税負担の公平性を考慮しつつ、適切な税率の検討をおこなうこと
- 二 相続税控除額の引下げにあたっては、中小企業の事業承継に悪影響がでないよう、支援税制等の拡充・改善に努めること
- 三 徴税業務においては、納税者権利憲章に基づき国民本位での業務実施に努め、決して強引な差押えや税務調査が行われないように徹底すること
- 四 税の公平性の確保に関しては、社会保障及び税制を総合的に検討し、明確な理念の下に税制の検討が行われるよう努めること

右決議する

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

附帯決議に対する政府発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

議長用台本

[大臣（G1）はひな壇に着席して待つ。]

—————入 場—————

[議長下手（向って左手）より入場。]（〔場内拍手〕）

[議長登壇。一礼して、議長席に着く（議長らしい威厳を保つ）。]

—————

[議長、ギャベルを2度叩く。]

—————開 議—————

「これより会議を開きます。」

—————日程の宣告—————

「日程第一 税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）。」

—————

「まず、委員長の報告を求めます。」

「財政金融委員長〔X 〕君。」

—————委員長報告—————

（〔場内拍手〕）

（〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。報告書朗読〕）

—————

（〔場内拍手〕、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。）

—————討 論—————

「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」

「〔C4 〕君。」

—————

（〔場内拍手〕）

（〔 C4 〕君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。討論文朗読。）

—————

本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔場内拍手〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告書朗読〕

ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、財政健全化の一環として、相続税法の基礎控除額について、地価の下落を反映した適切な価額に引下げ、税負担の公平性を高めるとともに、若年世代への所得移転による内需拡大を促すために相続時精算課税制度の改正等の施策を実現することを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、税務大学校の意義、事業承継税制の課題、震災特例法上の相続税の扱い、滞納整理の基本方針等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

〔政策実現党〕を代表して〔C3〕委員より反対する旨の意見が、〔伝家の宝党〕を代表して〔A2〕委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

〔場内拍手〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔場内拍手〕

本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔拍手〕

私は、「政策実現党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律案に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

政府は本法案を景気回復と財政再建の目的で制定すると言っていますが、これは全くの虚偽であると断言できます。本当の目的はもっと別のところにあります。決して騙されてはいけません。

税制は年々複雑化し、一般国民には全く理解不能な仕組みになってしまっています。「簡素・中立・公平」という税制の基本原則は、大きく歪められているのです。そこで最も利益を得るのは、ほかでもない税の専門家である税理士です。

税務署の職員は23年間勤務すれば、難関な資格試験に合格しなくても税理士としての資格を得ることができます。このような税理士は、税務署に顔が利きますので、企業などで非常に重宝されます。税務署長経験者には、国税局や税務署が顧問先を紹介し、退職後も企業の顧問税理士として、天下り要らずの生活を送っていると言われていています。税務職員として採用されれば、税務大学校をはじめとする優雅な施設で給料をもらいながら研修を受け、退職後もその身分は安泰なのです。

今回の法案は、こうした国税出身の税理士ギルドを潤すだけの内容であり、国民のための法案とは到底言いがたいものです〔拍手〕。

具体的に申し上げます。法案では、相続時精算課税制度の拡充が租税特別措置として盛り込まれています。これが高齢者の資産を若年世代に移転させて、世代間格差の解消と消費拡大につながると政府は説明しています。しかし、相続時精算課税制度を安易に利用することには危険が伴います。例えば、贈与時の時価で相続税が計算されますので、相続時まで贈与財産の価額が下落していれば財産価値の下落分を負担しなければなりません。また、不動産の贈与を受けると登録免許税や不動産取得税といった移転コストがかかります。さらに、相続発生時の遺産分割で贈与を受けた分（特別受益）を遺産に加えて計算される可能性があります。生前贈与で取得した財産では、物納もできません。

政府は、あたかも高齢者が孫に財布の中からお小遣いを与えるかのような説明をしますが、相続時精算課税制度は使い方によって、大きな損失になることもあるのです。普通の人がこのを聞いたらどうなるでしょうか。まずは二の足

を踏むでしょう。その上で、難しい話だから、税理士に相談しようとなるのではないのでしょうか。実は、これが狙いなのです。特に国税出身の税理士であれば、今後の相続税の改正についての情報もいち早く得られるでしょうから、依頼人にとって最も有利な節税方法を指南してくれることでしょう。

また、法案のもう一つの柱である基礎控除の引下げによって課税対象が広がりますから、税理士需要の拡大が見込まれます。特に中小企業にとっては、その存在がますます欠かせないものになります。税務職員によって自殺に追い込まれたり、心臓発作の家族にお構いなく土足で家に上がりこまれる事態は、用心棒の税理士がいれば起こらなかったことでしょう。他方、今回、相続税率の引上げをしなかったのは、現在、税理士が抱えている優良顧客の資産を守るためであると言われています。これでは、ヤクザと変わりありません。

実は、国税出身の税理士の人数は年々増え続けており、先輩税理士が、企業の顧問ポストをなかなか手放さないため、パイの奪い合いが起きていると言われています。他方、優秀な税務職員は、そうした状況を見かねて、働き盛りの40歳代で退職し、大手の法律事務所や会計事務所に勤務する者も出ています。司法試験合格者の増加により、弁護士が税理士の活動領域を侵す事態も生じています。

したがって、今回の法案は、国税出身税理士の新たな天下り先を作り出すためだけの意味しかありません。景気回復や財政再建をうたいながら、事業承継税制の改正を盛り込まなかったり、公平性を言いながら最高税率に手をつけなかったり、喫緊の課題である震災復興・原発事故対応への配慮が何もなされていないといったのが何よりの証拠です。このことに気付かずに、法案を支持する人がいれば、それは「情報弱者」以外の何者でもありません。是非、自分の頭でよく考えてみてください。こんな法案は百害あって一利なしです【拍手】。法案の立案者はまさに国民を欺こうとしています。

是非とも、これを廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。【拍手】与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。【拍手】

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。【拍手】

(議場へ一礼。【拍手】上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

法律案

税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが現在の我が国が直面する重要な課題であり、そのうえで財政上の健全化を目指し、現在存立する世代間の負担構造における偏りの一部を是正し、所得の再分配機能を回復させることを目的とする法案である。現状の相続税の基礎控除は地価の変動に見合わないものに設定されており、税収の多くを一部の高資産家に依存している現状は決して健全なものとは言えず、その是正には基礎控除の引き下げが必要である。また、経済状況を好転させるために現在市場に有効に活用されておらず、一部の高齢者による非効率的なものになっている資産を、次世代対しに早期に移転を促進させ、同時に社会的弱者に対する保証の拡充を目指すものである。

1

(相続税法の改正)

第二条 相続税法のうち一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「五千万円」を「一千五百万円」に改める。

第十九条第三項第一号中「六万円」を「十二万円」に改める。

第十九条第四項第一号中「六万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「二十四万円」に改める。

第二十一条第九項中「六十五歳以上の者」を「六十歳以上の者」に改める。

第二十一条第九項第四号中「六十五歳以上の者」を「六十歳以上の者」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する

第七十条の二の二の次に次の条文を加える。

第七十条第三項第三号 第七十条第三項第三号における規定は、施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。また施行の日から起算して五年を経過する日以後において、第七十条第三項第三号における実際の実施状況等を検討し、それ以後も実施する必要があると認められるに至ったときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算し一定の期間を定めて、その効力を延長することができる。

2 平成二十七年一月一日以後から相続時精算課税によって、財産を取得したものの税率は、相続税法一六条の規定にかかわらず、「一億円を超え三億円以下の金額」及び「三億円を超える金額」に関してそれぞれ「百分の四十五」及び「百分の五十五」とする。

3 平成二十七年一月一日以後から贈与により財産を取得したものがその贈与をした者の孫(その年一月一日に置いて二〇歳以上であるものに限る。)であり、かつ、その贈与をしたものがその年一月一日において六〇歳以上である場合には、その贈与により取得した者については、相続税法第二一条九項の規定を準用する。

4 第二十一条第十二項中の「二千五百万円(既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額)」を「三千万円(既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額)」とみなし適用する。

2

5 第二十一条第十三項の規定のうち、相続時精算課税適用者の年齢が六〇歳以下の者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

3

税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等^{の一部}を改正する法律案理由

我が国の直面する財政赤字に対処していくために、世代間及び世代内の負担構造の偏りを是正する措置及び、内需拡大による経済状況の好転のために、若い世代への早期の資産移転を促す税制上の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4

○相続税法（昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（遺産に係る基礎控除）</p> <p>第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、<u>一千五百万円</u>と千万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>（遺産に係る基礎控除）</p> <p>第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、<u>五千万円</u>と千万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

5

<p>（未成年者控除）</p> <p>第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から<u>十二万円</u>にその者が二十歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>（未成年者控除）</p> <p>第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から<u>六万円</u>にその者が二十歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>（障害者控除）</p> <p>第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から<u>十二万円</u>（その</p>	<p>（障害者控除）</p> <p>第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から<u>六万円</u>（その者</p>

6

者が特別障害者である場合には、二十四万円にその者が八十五歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 (略)

3 (略)

(相続時精算課税の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2 (略)

3 (略)

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由により

が特別障害者である場合には、十二万円にその者が八十五歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 (略)

3 (略)

(相続時精算課税の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2 (略)

3 (略)

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によ

その者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時前にその者からの贈与により取得した財産については、第二項の規定の適用はないものとする。

5 (略)

6 (略)

りその者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時前にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。

5 (略)

6 (略)

改 正 案	現 行
<p>第七十条の二の三 第七十条第二項第三号における規定は、施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。また施行の日から起算して五年を経過する日以後において、第七十条第二項第三号における実際の実施状況等を検討し、それ以後も実施する必要があると認められるに至ったときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算し一定の期間を定めて、その効力を延長することができる。</p> <p>2 平成二五年一月一日以後から相続時精算課税によつて、財産を取得したものの税率は、相続税法一六条の規定にかかわらず、「一億円を超え三億円以下の金額」及び「三億円を超える金額」に関してそれぞれ「百分の四十五」及び「百分の五十五」とする。</p> <p>3 平成二五年一月一日以後から贈与により財産を取得したものがその贈与をした者の孫（その年一月一日に置いて二〇歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をしたものがその年一月一日において六〇歳以上である場合には、その贈与により取得した者については、相続税法第二一条九項の規定を理</p>	<p>（新設）</p>

<p>用する。</p> <p>4 第二十一条第十二項中の「二千五百万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）」を「三千万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）」とみなし適用する。</p> <p>5 第二十一条第十三項の規定のうち、相続時精算課税適用者の年齢が六〇歳以下の者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。</p>	
--	--

○相続税法（昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号）

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、三千万円と千万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者（第二条の三第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第三章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から六万円にその者が二十歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者（第二条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から六万円（その者が特別障害者である場合には、十二万円）にその者が八十五歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

11

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき（配偶者となつたときを除く。）には、推定相続人となつた時にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。

第二十一条の十一 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する。

- 一 二千五百万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）
- 二 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

12

第二十一条の十三 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

第八十八条の八 平成二十二年四月一日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税額は、揮発油税法第九条及び地方揮発油税法第四条の規定にかかわらず、当分の間、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方揮発油税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

この法律案はこの法律案は、SFC模範議会プロジェクトの一環として、慶應義塾大学SFCにおける平成24年度リーガルワークショップ及び平成25年度憲法（統治）の授業用に作成されたものです。

法案要綱

平成 25 年 1 月 16 日

伝家の宝刀

<テーマ>

税制の安定及び公平性の確保を図るための相続税法等を改正する法律案

<背景(提案理由)>

日本の財政赤字の拡大は以前から問題視され、民主党政権下では、事業仕分けや消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革などが行われた。今後も、財政の健全化のため、まずはプライマリーバランスの黒字を目標とする政策を実施すべきだと考えている。

しかし、租税制度に関しては、「簡素・中立・公平」を基本とした制度設計をすべきであり、容易に増税すれば、この 3 つのパラメータは簡単に崩れてしまう。歳入を占める政策を仕分けするよりも、租税制度を変更することは難しく、ようやく 2012 年夏に一手がうたれたところである。また、租税制度は一度変更すれば当分変更の必要がないものではなく、どのようなパラメータが最適であるか、常に考えて社会の変化に合わせて制度を柔軟に設計する必要がある。

今回は、昨夏の税制改正で見送られた、相続税法の基礎控除額の引き下げを主な改正箇所として 1 つとした改正案を提出する。昨夏は、社会保障財源の確保を目的としていたため、消費税増税が主な改正箇所となり、税収に占める割合が消費税所得税と比して低い相続税については見送られることとなった。しかし、現状の相続税は、バブル期以降の地価の著しい減少をいまだに反映していない社会の変化に大きく取り残されたものであり、早急な制度設計に反映させることが重要である。租税制度について、社会変化に適応した改正を行うことは、前に述べた税制の基本原則を適切に遂行するためには不可欠な要素であり、昨夏改正が見送られた時は法改正の主な目的が違うことを強調しておきたい。

また、この社会変化に適応した改正という目的の下、内需が小さくなっていくという現状に対応するため、相続時精算課税制度の変更も行い、社会的弱者への控除は現在少ないため、増額する。ここでいう社会的弱者とは、自分では努力しようのない理由によりひとりでに生きることが困難な人々のことを指す。

最後に、今回の改正は税収の変動をもたらすが、それは社会変化に応じた制度設計の結果にすぎない。増収になると、減収になると、相続税以外のすべての租税に關して早急に制度設計を見直した上で、その結果を踏まえて、歳入削減だけではプライマリーバランスの黒字化ができていない差額分を、税の基本原則「簡素・中立・公平」に基づいて増税を行うべきである。今回は今後の土台とするための、法改正である。

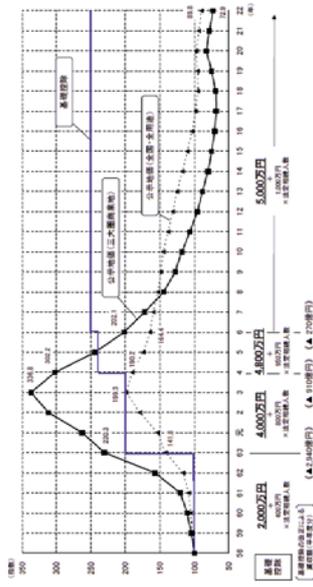
13

<目的>

相続税に関する制度を、社会変化に対応したそれにするのが目的である。具体的には、以下の 3 つである。

①相続税の基礎控除の額を変更し、地価の変動に対応する

基礎控除は、戦後しばらくは農家等の相続の円滑化を考慮した制度であったが、時代の変化と共に近年では、居住用住宅の相続の円滑化を考慮した制度となっている。そのため、地価が高騰し、居住用住宅の相続に際して評価価格の上昇から相続税の負担が大きくなったバブル前後に、基礎控除は 2000 万円から 5000 万円まで引き上げられた。しかし、その後、以下のグラフのように地価が大きく下がったにも関わらず、基礎控除の引き下げは行われず、課税件数の割合は 7.9%から 4.2%まで下がり、約半減している。基礎控除の目的に即した控除額を設定することが今回の目的である。



②相続時精算課税制度の設計を見直すことで、現在資産を多く持つ若い高年齢世代から、資産が少ない若い世代へ資産移転を促し、若い世代の消費による内需拡大を目指す

相続時精算課税制度は、平成 15 年度に次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から創設された制度であるが、直近では贈与額は減少してきている。今回は、贈与対象者及び受贈対象者の拡大と共に、特別控除額の引き上げを実施することで、この制度のより一層の活用促進を目的とする。また、若い世代への資産移転へのインセンティブを高めるために、受贈者が 60 歳未満である場合は、税率を引き下げる。

③社会的弱者に対する控除を増額し、基礎控除の引き下げによる不利益を少しでも減らす。ここでいう社会的弱者とは、上記で述べたように、自分では努力しようのない理由によりひとりでに生きることが困難な人々のことであり、控除額を増やすことで相続による不利益を少しでも減らしたいと考える。

14

<システム(法案の骨子)>

相続税

1. 地価の低下に伴い基礎控除を5000万円から1500万円へ
2. 未成年者控除の金額を20歳までの1年に6万円から12万円へ
3. 障害者(特別障害者)の控除の金額を85歳までの1年に6万円(12万円)をそれぞれ12万円(24万円)に拡大する
4. 税率を、1億円を超えて3億円以下の場合に40%から45%へ、3億円を超える場合に50%から55%へ変更する。

相続時精算課税制度

5. 相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢を65歳から60歳へ引き下げ
6. 相続時精算課税制度に係る受贈者の対象に、20歳以上の孫を追加
7. 税率を20歳以上60歳未満の法定相続人または孫に贈与する場合には、現状の20%から10%に引き下げ、その他の場合は20%に据え置く。
8. 特別控除額を現行の2500万円から3000万円に引き上げる。

上記のうち、1.2.3.5.は相続税法にて改正し、4.6.7.8.は租税特別措置法にて改正する。

<制裁>
なし

<移行措置>

今回の改正は、平成27年1月1日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用する。
税務署職員の設定増加が必要な場合は、平成26年度以降に行うこととする。

<経費>

・納税対象者の増加に伴う人件費の増額

平成24年度の国税庁の定員は、56,194人である。
相続税の基礎控除は減額されたことがないので、消費税導入時を例にとると、導入前は52,000人台で推移し、導入後に増加、ピークの平成9年度に57,202人となった。またその後、約1000人の定員削減を行った。
この事例から、今回の改正による人員の増加は、3000人程度を見込まれる。
よって、概算1人当たり人件費を700万円とすると、210億円の増額である。

・改正による税収変動の見込み

平成22年度の課税件数は49,891件で、被相続人1人当たり法定相続人数は3.08人である。
基礎控除が3500万円下がることから、現在すでに課税対象となっている場合、平均一人当たり法定相続分に応ずる取得金額は約1000万円増加し、相続税の超過累進税率の最低税率を採用したとして、100万円の増収となる。よって、全体では約500億円の増収となる。

勿論、配偶者控除やその他考慮すべき点はあるが、超過累進税率が10%より多い場合もあり、また現在は課税対象となっていない人も対象となるため、約500億円より低くなることは想定しにくい。

以上より、経費の増額はあるものの、増収分で賄えると考えられる。

<法制面での検討>

○憲法 25 条 1 項との関係

今回の改正により、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とする生存権を不当に侵害するケースはないか検討する。今まで居宅の相続を円滑に行う目的において実施されていた基礎控除について、控除額を大幅に減額することは、居宅相続の額が大きいために相続税が払うことができず、やむをえず売却しなければならぬ場合がある指摘されている。

しかし、実際には、特定居住用宅地においては財産評価の際に減額されている。具体的には、限度面積が240㎡までの部分が、80% 減額され、対象となる相続人は、被相続人の配偶者、被相続人と同居している引き続き居住する者、被相続人と同居していない者の場合で特定の条件を満たす者である。よって、通常、居宅を相続し、引き続き居住する場合はこの減額措置が行われる。

次に、この減額措置によっても、相続税の負担が重くなる場合を考える。相続する財産が居宅しかなかった場合、相続人が子1人であれば、1億2500万円の価値のある居宅が、基礎控除額2500万円(1500万円+1000万円×1人)の範囲に収まり、課税遺産総額は0となる。子が2人であれば、1億7500万円の価値のある居宅まで課税されないことになり、配偶者1人の場合は、1億6000万円まで配偶者控除があるために、1億8500万円まで控除されるから、他に資産がない場合9億2500万円の居宅まで相続税がかかることなく、相続できることになる。また、控除額を超えて現金を持っていた場合は、その現金に税率を乗じた額が課税額となるので、居宅相続の為に税を払えないという事態にはならない。

以上の分析から、居宅の相続が多額であるために、売却しなければ納税できないケースというのは、少なくとも、1億2500万円より高い価値の居宅を所有している場合であり、この改正が、国民の最低限度の生活を脅かすとは考えられない。よって、憲法 25 条 1 項との関係は問題ない。

<政策評価>

○税収について

上記<経費>で推定したように、少なくとも500億円を上回る想定される。税収増加が今回の目的ではないが、減収とはならない点で、改正を実行する障壁とはならない。

○文化財について

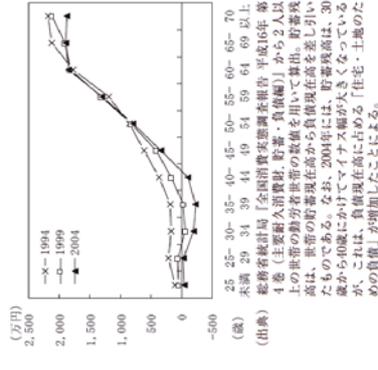
重要な文化財について、重い相続税のために後世に残すことができずとの批判もあるが、現状では重要な文化財である家屋等・登録有形文化財である家屋等・伝統的建造物である家屋等の指定があるものは、相続・贈与の際に税制上の優遇を受けているため、文化財の保護は現在でも十分されているものと考ええる。

また、比較的新しい文化的な物や景観等を構成する建築物等で、文化財指定に至っていない物に関しては、法律で一概に対応するのではなく、各地の文化的背景に応じて条例等の対応をすべきであると考え、本法律での対応は行わない。

○内需拡大の可能性

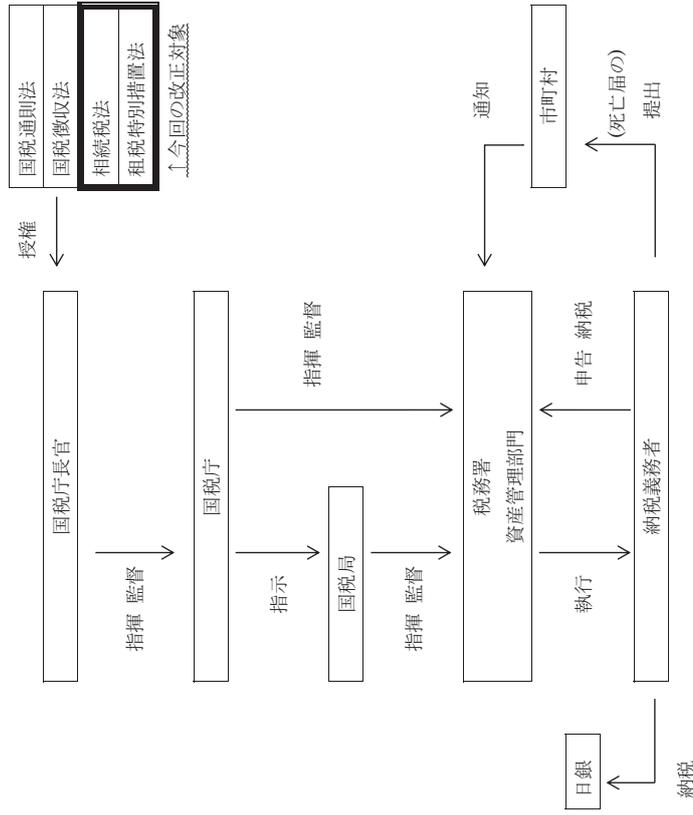
相続時特種課税制度の改正により若い世代への移転を促し、内需の拡大を図ることで、現在、相続される財が高齢者から高齢者にわたり、高齢者間で循環していかず消費に使われず、社会にあまり還元されていなかった現状を打破できると予想される。この際、若い世代がこの制度改正によって得た全額を消費するとは限らないが、一般的に家計の貯蓄残高は、以下のグラフからもわかるように若年層の方が低く、消費に使われる可能性が高齢世代より高いと予測できる。

図7 家計の貯蓄残高



概念図

平成 25 年 1 月 16 日
 伝家の宝刀 道上女里香、浅野開、岩淵貴将



- 相続税**
- 基礎控除を 5000 万円→1500 万円 / ○未成年者控除を年 6 万円→12 万円
 - 障害者控除を年 6 万円(特別障害者は 12 万円)→12 万円(24 万円)
 - 税率変更 1 億円を超え 3 億円以下の場合 40%→45%/3 億円を超える場合 50%→55%

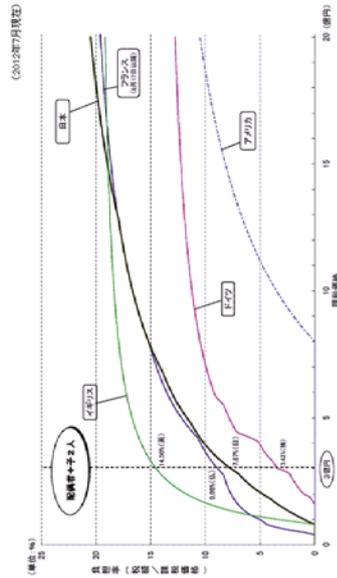
相続時精算課税制度

- 受贈対象者に孫を追加 / ●贈与対象者の年齢を 65 歳から 60 歳へ引き下げ
- 20 歳以上 60 歳未満への贈与の場合の税率を 10%、その他を 20%で据え置き
- 特別控除額を 2500 万円→3000 万円

○相続税法での改正、●相続特別措置法での改正

○最高税率について
 相続税法にて最高税率を上げていないことについては、その他の相続税法に関する改正は現状に即さない箇所についての改正であり、最高税率の設定が最適であるかどうかは差し置いて、不適切である理由は見当たらないため、相続税法における今回の改正は見送った。

また、諸外国 (アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス) と比較すると、配偶者と子 2 人が相続する場合、課税価格に対して以下のグラフのような相続税負担率となり、日本は高額相続に対して比較的高い税負担を求めていることがわかる。また、最高税率だけを取り上げてみても、1990 年以降 55%を超えた国はなく、2012 年 12 月 31 日時点でアメリカでは 35%、イギリスでは 40%、ドイツでは 50%、フランスでは 40%である。この点からも、日本の最高税率の設定が特に問題があるものとはいえない。



しかし、経済状況の好転を目的とした相続時精算課税制度の活用を促す、租税特別措置法の改正という観点からみると、資産を多く持つ人々に対して相続税率の引き上げることには、結果として相続時精算課税制度の活用を強く促すことになるため、租税特別措置法の改正として、相続税の最高税率を含む 1 億円を超える課税対象者に対する税率を 5%引き上げることとした。

以上より、本法案は十分な配慮がなされており、実施するに値するものである。

以上

資料目録

平成 25 年 1 月 16 日

伝家の宝党

1. 関連条文(現行法)

○ 日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○ 相続税法

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合には、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、**五千万円と千万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額**(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が**民法第九百五条**(法定相続分)及び**第九百一条**(代襲相続人の相続分)の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする)。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え三億円以下の金額	百分の四十
三億円を超える金額	百分の五十

(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者(第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の**民法第五編第二章**(相続人)の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に該当し、かつ、**二十歳未満の者である場合**においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から**六万円にその者が二十歳に達するまでの年数**(当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

(障害者控除)

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者(第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の前条第一項に規定する相続人に該当し、かつ、**障害者である場合**には、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から**六万円**(その者が**特別障害者である場合**には、**十二万円**)にその者が**八十五歳に達するまでの年数**(当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とす。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

(相続時精算課税制度の選択)

第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の**推定相続人**(その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において**二十歳以上**であるものに限る。)であり、かつ、その**贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には**、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係

る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

(相続時精算課税に係る贈与税の税率)

第二十一条の十三 相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ**百分の二十の税率を乗じて計算した金額**とする。

○国税通則法

○国税徴収法

○租税特別措置法

(贈与税の基礎控除の特例)

第七十条の二 平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から**百十万円を控除**する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成26年4月1日施行）

(趣旨)

第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することにより一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

四 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）について、中小企業における経営

の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第二十一条において同じ。）、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ **相続税**について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、**課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討**する。

附則

(資産課税に係る措置)

第二十一条 **資産課税**については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、**平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる**。

2. 国会における政府答弁・附帯決議などで法案に関連するもの

・第174回国会 財務金融委員会 第10号 平成22年4月2日(金)、

[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517420100402010.htm?](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517420100402010.htm?OpenDocument)

OpenDocument

・第177回国会 財務金融委員会 第2号 平成23年2月22日(火)、

[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517720110922002.htm?](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517720110922002.htm?OpenDocument)

OpenDocument

・第177回国会 財務金融委員会 第28号 平成23年7月15日(金)、

[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517720110715028.htm?](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009517720110715028.htm?OpenDocument)

OpenDocument

・第180回国会 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 第4号 平成24年5月21日(月)、
http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/026118020120521004.htm?OpenDocument

・第180回国会 厚生労働委員会 第10号 平成24年4月17日(火)、
http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009718020120417010.htm?OpenDocument

・内閣府税制調査会 第9回専門家委員会、平成22年10月21日(木)、
http://www.cao.go.jp/zei-cho/giuroku/senmon/2010/_icsFiles/afiledfile/2010/11/19/sen9kaia.pdf

3. 統計資料 及び 各省庁が発行する白書等の資料

・財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料(平成24年4月末現在)」、
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/index.htm、2012年11月1日閲覧

・財務省「相続税、贈与税など(資産課税等)に関する資料(平成24年4月末現在)」、
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/index.htm、2012年11月1日閲覧

・国税庁「統計年報 2 直接税 相続税 平成22年度」、
<http://www.nta.go.jp/kohvo/tokei/kokuzeicho/sozoku2010/sozoku.htm>
2012年11月1日閲覧

・国税庁「統計年報 2 直接税 贈与税 平成22年度」、
<http://www.nta.go.jp/kohvo/tokei/kokuzeicho/zovo2010/zovo.htm>、2012年11月2日閲覧

・中村稔「図説 日本の税制(平成24年度版)」財経詳報社、2012年、
P161 基礎控除額の推移(暦年課税) 課税状況の推移
P167 相続税の税額控除の適用状況の推移
P177 相続税の負担状況 贈与税(暦年課税)の負担状況

・総務省「平成22年国税調査 人口等基本集計(男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態など)」、
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/CL08020103.do?_toGL08020103_&iclassID=0000010_34991&cycleCode=0&requestSender=search、2012年11月8日閲覧

・文化庁「文化財の体系図」、http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/taikeizu_1.html、
2012年12月10日閲覧

・文化庁「文化財保護に関する税制優遇措置について」、
http://www.bunka.go.jp/hogo/kikaku/kikakuchousakai_4_siryou7.html、2012年12月10日閲覧

・国税庁「国税庁レポート2012」P9 国税庁の予算と定員、
<http://www.nta.go.jp/kohvo/katsudou/report/2012.pdf>、2013年1月2日閲覧

・国税庁「相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)」、
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4124.htm>、2013年1月3日閲覧

4. 諸外国の法制度

・中村稔「図説 日本の税制(平成24年度版) 第6章 租税制度の国際比較 7.相続税・贈与税制度」財経詳報社、2012年、P304-05

5. 学術文献・新聞記事

・橋本守次「新訂版 ゼミナール相続税法」大蔵財務協会、2011年12月

・林宏昭「税と格差社会—いま日本に必要な改革とは」日本経済新聞出版社、2011年7月
・薬谷浩介「デフレの正体—経済は『人口の波』で動く」角川書店、2010年6月

・「昭和の名作住宅を守れ—都市部の『歴史的遺産』継承へ模索」日本経済新聞、2012年10月1日、夕刊

・「相続税改正へ 課税対象者が増え 税額もアップ」東京新聞、2011年5月15日、
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/seikatuzukun/2011/CK2011051502000128.html>、2012年11月9日閲覧

・「理蔵金は、民間にあり—眠れる資産を掘り起こせ」日経ビジネス、2011年3月、42-46

- ・伊藤元重、「高齢社会の税制をどうすべきか」日本の論点 2009 年度版、文藝春秋
- ・「税制改革についての基礎知識」日本の論点 2009 年度版、文藝春秋
- ・和田秀樹・平野拓也、「相続税は高いか」日本の論点 2006 年度版、文藝春秋
- ・梶善登、「我が国の家計貯蓄率の動向」、レファレンス No.680、2007 年 9 月

6. 関係団体の意見・提言

- ・日本労働組合連合会 「当面する税制改正に対する連合の考え方」、2012 年 10 月 25 日
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/icsFiles/afie/2012/10/24/24zen3kai12.pdf>

以上